

オピニオン&フォーラム

緊急事態条項の本質

憲法を考える

国民の自由権制約 歯止めの意識弱い 問題ありすぎ



写真はいずれも吉永孝宏撮影

首都大学東京教授

木村 草太さん

1980年生まれ。東京大学法学院助手を経て現職。主な著書に「憲法の急所」「憲法の創造力」「集団的自衛権はなぜ違憲なのか」。

――自民党が作った憲法改正草案98条1項には、「外部からの武力攻撃」「内乱等」といった緊急事態の類型が三つ示されています。自民党では最近、これら緊急事態全般から、特に大災害時の国會議員の任期延長問題を切り離して、これは絶対改正の入り口にしようという動きがあるのです。「衆院解散時に大震災が起きれば、多数の国會議員の選出が不可能になる」などという主張ですが、どう考えますか。

磯崎 最初に前提条件を申し上げたいのですが、自民党の憲法改正草案はあくまで「自民党としての目標」を示したものです。その中に具体的にどの部分を憲法改正手続きにのせるかということを、自民党として決めたことはありません。その上で、国會議員の任期についてですが、2011年3月11日の東日本大震災の時は国會議員の選挙はたまたまありませんでした。あの時、3月とか4月に国会議員の選挙があつたら大変なことになっていたわけです。

地方公共団体の選挙は法律で決まっていてますが、法律の例外事項は法律で規定できますが、国議員の任期は憲法で決まりますから、その例外はやはり憲法に規定しなければなりません。

木村 慎重に提案される趣旨はわからないではないのですが、具体的な条文の作り方について

で、どう考えますか。

木村 しかしながら、個別の事態に応じて任期を3日延ばせばいいだけの時もあります。半年延長しなければならない場合もあります。

木村 ただ、議員の任期を延ばす場合に「議員が居座ってしまう」とい

うような事態が起つらないよう

う方法もあるでしょう。

木村 法律に全部丸投げするの

は危険で憲法上の歯止めが必要だ

と思います。例えば裁判所がコン

トロールするというやり方があつ

多くの国で規定 「指示」に従う義務 独裁制にはならぬ

大災害やテロなど、非常時における政府の権限を定める「緊急事態条項」を憲法に盛り込むべきかどうかが、改憲論議の焦点として浮上している。憲法改正草案にこの条項を盛り込んでいる自民党の憲法改正推進本部副本部長で参議院議員の磯崎陽輔氏と、憲法学者で首都大学東京教授の木村草太氏が徹底討論した。

――このままでは問題があります

てかなり難しいと思います。

改正草案の99条4項には「法律の定めるところにより（略）両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる」とあります。これは、具体的にどの

ように任期を延長するかについて

は、緊急事態が起きた前に作る法

律であらかじめ調整しておくる」という趣旨の規定なのですか。

磯崎 議員の任期を具体的にど

れぞろい延長するかといった細か

なことは、緊急事態になってから

考えるという想定です。

木村 しかし、個別の事態に応じて任期を3日延ばせばいいだけの時もあります。半年延長しなければならない場合もあります。

木村 ただ、議員の任期を延ばす場合に「議員が居座ってしまう」とい

うような事態が起つらないよう

う方法もあるでしょう。

木村 国民への指示については

罰則等の強制力を伴うイメージを

お持ちなのでしょうか。

磯崎 現行法は従う義務がなく強制力のない「協力」にとどまっています。罰則を設けるという

のではなく、従う義務のある「指

示」に引き上げるというのがポイントです。

木村 指示をすることで国民の

自由権が制約されるわけですね？

木村 指示をすることでのボイントです。

磯崎 現行法は従う義務がなく強制力のない「協力」にとどまっています。罰則を設けるというのではなく、従う義務のある「指

示」に引き上げるというのがポイントです。

木村 指示をすることで国民の

自由権が制約されるわけですね？

木村 現行法制のまま「指示」を入れようとする「憲法18条の『何人も（略）意に反する苦役』に服せられない」の「苦役」にあたると思っています。「労働強制」のよう

なものについてはほじの憲法18条で絶

対的に禁止されているので、それを解除するのが99条3項の意図だ

ということですか。

磯崎 法制的にはそういうこと

かもしれません。国民保護法に

ある国民の協力は、避難の誘導や

救援の援助のようなものであり、

労働強制という性格のものではあ

りません。

木村 99条3項の条項をこのま

ま作つたら人権制限に歯止めがき

かなくなる、といふことは指摘

しておきたいと思います。

磯崎 ご指摘を受け止めたいと

思います。

木村 この緊急事態条項に限ら

ず、ほかの条項でもそうなのです

が、自民党的草案にはそうした歯

止めの問題意識が非常に弱いとい

うか、非常に不注意な感じがしま

す。こうした、歯止めをかけよう

に外國と比較することはできない

と思います。

――緊急事態条項では、まずは

大災害時の議員任期延長に特化し

て憲法改正に臨み、後から緊急事

態全般に広げる改正をするのでは

ないことがあるため緊急事態

条項があるといった見合いで、一概

に外國と比較することはできない

と思います。

磯崎 もちろんなかったわけで

はなく、私たちとしては、緊急事

態において集会を禁止できるよう

なものもある他の国の憲法と比べ

て、人権に配慮したるかに抑制

的な規定としたつもりです。

――東日本大震災で被災者を支

援してきた弁護士たちは「国で

はなく、被災者に一番近い市町村

において集会を禁止できるよう

なものもある他の国の憲法と比べ

て、人権に配慮したるかに抑制

的な規定としたつもりです。

磯崎 その際は、「緊急事態への対

応」に名を借りた内閣総理への道

を開くのではないかとの批判も出ています。憲法改正に着手するというの

との臆測もほんでいます。またこ

の条項を新設するなら、裁判所等

による監視の仕組みを同時に導入

しなければ、「緊急事態への対

応」に名を借りた内閣総理への道

を開くのではないかとの批判も出

ています。憲法改正に着手する

のでは、この条項を取り口にせ

ば、9条改正を正面に掲げるべき

だとの批判にはどう答りますか。

磯崎 緊急事態には期間の定め

があり、独裁にはなりません。9

条改正についてそういう意見が

あることは承知しています。しか

し、安保法制が成立して9条改正

が終わつたというわけではありません。憲法には自衛隊についてシ

ビリアンコントロール（文民統

制）の規定がないので、名称の如

何は別にして、自衛隊を憲法上に

きちんと位置づけ、シビリアンコ

ントロールの規定を設けること

は、むしろ平和主義に資するもの

です。9条改正で残された課題

は、そこにあると考えていま

す。

木村 98条に「社会秩序の混

乱」という文言が入っているから

様々な疑惑を生むのです。

――国家緊急権は、権力者の暴

走を防ぐために権力者の手足を縛

つている憲法の秩序を一時的にせ

よ停止するという考え方です。そ

れを憲法に盛り込むのは立憲主義

の根幹にかかるがゆえに慎重な

議論が必要だと考えてました。

磯崎 国家緊急権は、多くの国

の憲法にすでにあります。な

ぜかというと、緊急事態において

は、緊急事態条項の射程の範囲に

は入りません。

木村 木村草太さん

は、憲法の全文はWEBRONA

NZA編集長)

◇自民党の日本国憲法改正草案◆

第九章 緊急事態（一部抜粋）

98条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより（略）両議院の議員の任期及びその選挙期日の定めるところにより（略）両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

99条 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができます。内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができます。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守ることが国家としての最大の責務になるからです。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合には、法律の定めるところにより（略）両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。